

国立大学法人富山大学職員旧姓使用規則

平成17年10月1日制定
平成19年10月1日改正
平成20年4月1日改正
平成26年6月24日改正
令和3年3月24日改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学職員の旧姓使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旧姓の使用)

第2条 職員は、結婚等により姓が変わった場合、大学に届出ることにより、この規則に基づき旧姓を使用することができる。

(旧姓使用ができる文書等)

第3条 旧姓使用ができる文書等は、次のとおりとする。

① 任免関係

人事異動通知書、人事異動伺、退職願、辞任願、新聞発表、官報掲載、略歴書、割愛文書、退職手当伺

② 同意書関係

降任、休職、勤務延長、派遣等

③ 労働時間、休暇関係

出勤簿、休暇簿、休日の振替指定簿等

④ 勤務命令等

出張、時間外労働等

⑤ 兼業関係

兼業許可申請書等

⑥ 手当関係

扶養親族届、単身赴任生活届

⑦ 倫理法関係

贈与等報告書、利害関係者との飲食に関する申請書、利害関係者からの依頼により行う講演、著述等に関する申請書等

⑧ 勤務評定関係

⑨ 各種表彰状

永年勤続者表彰、教育者表彰

⑩ 処分関係

懲戒処分書、審査処分説明書等

⑪ 労働組合関係

管理職員等異動通知書、専従許可書等

- ⑫ 各種証明書関係
身分証明書，雇用証明書，在職証明書，履歴証明書，退職証明書等
- ⑬ その他旧姓使用を行うことが可能であると大学が判断するもの。

（戸籍上の氏と旧姓を併記する文書等）

第4条 文書の性質上戸籍上の氏及び旧姓を併記することが必要な文書等並びに併記した方が事務処理上効率的である文書等は，次のとおりとする。

- (1) 戸籍上の氏及び旧姓を併記することが必要な文書
 - ① 人事記録
- (2) 戸籍上の氏及び旧姓を併記した方が事務処理上効率的である文書
 - ① 育児休業関係文書
 - ② 給与振り込み申出（変更申出）書
 - ③ 銀行振込依頼書

（旧姓使用ができない文書等）

第5条 旧姓を使用することができない文書等は次のとおりとする。

- ① 税金関係
源泉徴収票，扶養控除申告書，保険料控除申告書，配偶者特別控除申告書等
- ② 給与簿
- ③ 共済事業関係
組合員証，被扶養者申告書，各種給付金請求書，各種福祉事業申込書等
- ④ 財形貯蓄関係
- ⑤ 行政事件訴訟関係
- ⑥ 保険関係
厚生年金，健康保険等の社会保険，雇用保険等
- ⑦ 各省庁又は他機関等の所管する制度等により，戸籍上の氏名を使用することとされている文書等
- ⑧ その他旧姓使用を行うことが困難であると大学が判断するもの。

（旧姓使用申請の手続き）

第6条 本学において旧姓使用を希望する者は，「旧姓使用申出書」（別紙1）を人事課へ提出する。戸籍上の氏と旧姓について当該職員の同一性の確認がとれ次第，当該職員は旧姓を使用することができるものとする。

- 2 旧姓使用を行っている者は，旧姓使用を中止したい場合，「旧姓使用中止届」（別紙2）を人事課へ提出する。当該職員は，その時点から戸籍上の氏を使用することができるものとする。
- 3 旧姓使用に関する，旧姓使用開始年月日及び旧姓使用中止年月日等の必要な記録は人事記録に記載する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、既に旧姓使用が認められている職員については、この規則に基づく申出は必要としない。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙1)

旧 姓 使 用 申 出 書

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

下記のとおり旧姓を使用したいので申し出ます。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 戸籍上の氏
- 3 戸籍上の変更年月日

(別紙2)

旧 姓 使 用 中 止 届

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

下記のとおり旧姓の使用を中止しますので届け出ます。

記

- 1 中止する旧姓
- 2 使用する戸籍上の氏